

社会保険 とっとり

vol.665

2026
9

今月の記事

日本年金機構 年金事務所からのお知らせ

- 事業主・人事労務担当者みなさまへ
社会保険加入対象者の範囲が拡大されるのをご存じですか？

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

- 皆さまの日常と健康を支えます
- 「職場の健康づくり研究室」
第148回 ～ご家族は健診を受けていますか？～

社会保険協会からのお知らせ

- メールアドレス等を変更されたときは、ご連絡をお願いいたします。
- 会員特典のご案内



湖山池（水彩画）
（鳥取県美術家協会理事 福田典高氏）

日本年金機構 年金事務所からのお知らせ

事業主・人事労務担当者みなさまへ

社会保険加入対象者の範囲が

(健康保険・厚生年金保険)

拡大されるのをご存じですか？



Q どのような範囲が拡大されますか？

企業の規模

▶ 短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数
51人以上 の企業	36~50人 の企業	21~35人 の企業	11~20人 の企業	10人以下 の企業
2027年9月まで	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

従業員数の数え方

事業所（法人の場合はその法人全体）の「現在の厚生年金保険の加入対象者」 = フルタイムの従業員数 + 週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

原則として、従業員数の基準を常時上回る企業等（※）が適用対象となります。

※1年のうち6月間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる場合を指します。

Q どんな従業員が新たに加入対象になりますか？

加入対象者は以下の要件を満たす **パート・アルバイト** などの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。

週の所定労働時間が 20時間以上	学生ではない	所定内賃金が 月額8.8万円以上
※残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。	※一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。	※最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を意識する必要はありません。（2026年10月に賃金要件を撤廃予定）

※この他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

社会保険のあんしんを働くみんなに！
適用拡大特設サイト



Q 支援制度はありますか？

従業員向け

従業員の保険料を軽減

保険料調整制度

適用拡大の対象となる企業等で働く短時間労働者の保険料負担を最長3年間軽減します。
(令和8年10月から実施)

詳しくはこちら



事業主向け

社労士の無料派遣

専門家活用支援事業

従業員への適用拡大や社会保険制度の説明などに、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を無料で派遣します。

お申し込みはお近くの年金事務所へ



事業主向け

処遇改善の取組を支援

キャリアアップ助成金

(短時間労働者労働時間延長支援コース)

パート・アルバイトの方を新たに社会保険に加入させ、週の所定労働時間の延長や賃金上昇の取り組みを行った事業主に助成します。

詳しくはこちら



Q 社内の準備は何から始めたらいいですか？

社内準備は3つのステップで進めていきましょう。

具体的な進め方は、「こんなとき! どうする? 手引き」をご利用ください。



ステップ1

社内周知に向けた準備

加入対象者を把握し、制度概要や支援などを確認しましょう。場合により現場責任者に理解いただくことも重要です。

ステップ2

社内周知・従業員説明

説明会や個別相談などを通じて従業員へ周知しましょう。周知においては、加入対象者となることや加入メリットなどを伝えることが効果的です。

ステップ3

届出の準備・提出

「被保険者資格取得届」を提出しましょう。便利なオンライン申請をご利用ください。

Q 従業員にはどんな変化がありますか？

対象となる従業員は、保険料の**ご負担**が変わりますが、**保障が充実**します。

社会保険料負担について

従業員の手取り額の変化の目安を示すために手取りかんたんシミュレーターをご活用いただけます。



手取りかんたんシミュレーター



年金

長生き・障害・遺族への保障がさらに充実！

- ✓ 1階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）の上乗せ
- ✓ 障害年金が1～3級まで対象になります（基礎年金は1・2級まで）

医療

仕事を休んだときの保障が充実！

- ✓ 傷病手当金 → 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- ✓ 出産手当金 → 産休期間中、給与の2/3相当を支給

お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

皆さまの日常と健康を支えます



協会けんぽに加入している30代男性です。職場や医療機関などで「協会けんぽ」の名前を目にすることがあるのですが、どのような取り組みをしているのでしょうか？



協会けんぽは、皆さまの日常と健康を支えるため、健診、コラボヘルス、保険給付など、様々な取り組みを行っています。電子申請サービスや人間ドック健診への費用補助開始など日々“しんぽ”を続けています！

Pick up 1 けんぽアプリ

令和8年1月から「けんぽアプリ」がスタート！
電子申請が利用できるほか、健康情報をお届けしています。
今後も便利な機能を続々追加予定です！

インストールはこちら



Android



iOS

Pick up 2 健診

年に一度の健診で生活習慣病を予防しましょう。
人間ドック健診のほかにも、費用補助や
対象者拡大などの充実を図っています。

point

令和8年4月から
人間ドック健診に
最高25,000円の
補助を開始しました。



Pick up 3 コラボヘルス

協会けんぽが関係団体と連携して、職場全体での健康づくりをサポートしています。
鳥取支部では、鳥取県と連携し、事業所と社員の健康づくりを推進していく「健康経営マイレージ事業」を実施しています。



健康経営マイレージ事業に参加すると「社員の健康づくり宣言事業所認定証」（認定証用アクリルスタンド付き）や健康経営の取り組みに役立つ冊子、研修会のご案内などをお送りします！

- その他の取り組み
- 令和8年1月に導入したコミュニケーションロゴ・タグラインに込めた思い など

詳しくは特設サイトをぜひご覧ください！

特設サイトはこちら



全国健康保険協会鳥取支部

☎ 0857-25-0050(代表) 企画総務グループ

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル5階



最新の情報は
LINE公式アカウント
やメールマガジン
で配信中
ご登録はこちら▶



メールマガジン



LINE公式アカウント



第148回 ご家族は健診を受けていますか？

▼被扶養者の健診受診の実態

職場で働く皆さんにとって、年に一度の健康診断はすっかり当たり前になっています。ところが、同じ健康保険に加入しているご家族、とくに配偶者などの「被扶養者」はどうでしょうか。協会けんぽでは、40～74歳の被扶養者を対象に特定健康診査（特定健診、いわゆるメタボ健診）を実施しています。しかし、令和7年度の協会けんぽ鳥取支部における被扶養者の特定健診受診率は25.1%でした。全国平均の29.4%を下回り、鳥取県では対象者の約4人に1人しか受診していないことになります。職場で健診を受ける本人と比べ、家族の健診が健康管理の「空白地帯」になっているともいえます。

ただし、この数字には注意が必要です。実際には健診を受けているのに、協会けんぽが把握できていない人が含まれている可能性があるからです。鳥取県のような地方では、被扶養者である配偶者が「扶養の範囲内」でパート勤務をしていることも少なくありません。勤務先で健康診断を受けていても、その結果が自動的に協会けんぽへ届くとは限りません。この場合、本人は毎年健診を受けていても、協会けんぽでは特定健診未受診者として扱われることがあります。

▼扶養者が健診受診扱いになる場合

パート勤務先などで受けた健診が特定健康診査に必要な検査項目を満たしていれば、パート勤務先の健診結果を協会けんぽへ提供することで、特定健診を受診したものとして取り扱うことができます。また、かかりつけ医で定期的に検査を受けている場合にも、その検査結果を特定健診の結果として活用できる場合があるので、その旨をかかりつけ医にご相談ください（これをいわゆる「みなし健診」と呼びます）。

▼市町村の集団健診を受ける選択肢

鳥取県では、もう一つ便利な方法があります。各市町村が実施する集団健診を、協会けんぽの被扶養者も利用できます。特定健診に加えて、会場によってはがん検診なども一緒に受けることができます。市町村の集団健診で協会けんぽの特定健診を受診すれば、その情報は協会けんぽにも届きます。健診項目や日程は市町村・会場によって異なりますので、お住まいの市町村のホームページなどで確認してみてください。

▼協会けんぽが健診結果を把握する重要性

健診は、受けて終わりではなく、その結果に応じた適切な対応が重要です。被扶養者の健診結果を協会けんぽが把握できれば、血圧、血糖、脂質などの結果で「要治療」「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方には、受診勧奨が行われます。また、メタボリックシンドロームまたはその予備群に該当した方には、特定保健指導が提供されます。保健師や管理栄養士と一緒に生活習慣改善の目標と行動計画を立て、3～6か月にわたって継続的な支援を受けることができます。

もう一つ、私たちが負担する健康保険料にも関係します。協会けんぽには、都道府県支部ごとの健康づくりの取組を評価する「インセンティブ制度」があります。特定健診の実施率など複数の指標について47支部を評価し、成績の良い支部にはインセンティブ（報奨金）が配分され、翌々年度の健康保険料率を引き下げる方向に反映されます。

つまり、鳥取県で被扶養者の特定健診受診率が上がれば、鳥取支部の評価を高める一因となり、巡り巡って鳥取県の加入者と事業主が負担する保険料率を抑えることにもつながります。一人が健診を受ければ、その人の保険料が直接安くなるわけではありません。しかし、県内の加入者みんなで健診受診率を高めることには、健康面だけでなく保険料負担の面からも意味があるのです。

鳥取県では現在、協会けんぽ、市町村、保健所が連携した事業所訪問も始まっています。人口の少ない鳥取だからこそ、職場、地域、保険者が顔の見える関係で健康づくりを進めることができるのではないのでしょうか。

事業主の皆様には、ぜひ従業員に「ご家族は今年、健診を受けましたか」と一言声をかけていただきたいと思います。そして、「市町村の集団健診でも受けられます」という情報も伝えてください。

本人だけでなく家族も健診を受ける。すでに受けている健診結果はきちんとつなぐ。そんな小さな取組の積み重ねが、鳥取県で健康に暮らし、働き続けられる人を増やすことにつながります。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

メールアドレス等を変更されたときは、ご連絡をお願いいたします。

広報「社会保険とっとり」と「月刊社会保険」をメールで毎月送付しておりますが、メールアドレスを変更された等の理由により送付できない場合がございます。

お手数をおかけしますが、変更の際にはご連絡くださいますようお願いいたします。

配信先変更届

(FAX 0857-30-7133)

メールアドレス			
事業所名称			
事業所所在地	〒		
電話番号		FAX番号	

会員事業所の特典のご案内

会員事業所の方々には、いろいろな特典がありますので、ぜひともご利用ください。

各種事業の詳細につきましては、
当協会の
ホームページを
ご覧ください。

新規事業を
始めました!

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン利用助成

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの入場チケット購入費用の一部を助成いたします。

- 対象者** 会員事業所の被保険者及び被扶養者
- 助成金額** 1人当たり1,000円(1人一年度1回のみ)
- 助成人員** 300名(1事業所10名・1家族3名まで)



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券の配布

東京ディズニーランド・東京ディズニーシーのパークチケットの購入にご利用できる利用券を配布いたします。

- 対象者** 会員事業所の被保険者及び被扶養者
- 補助金額** 1枚につき、1名様1,000円(1人一年度1回のみ)
- 補助人員** 300名(1事業所10名・1家族3名まで)



脳ドック検診費用の一部を助成しています!

この機会に「脳ドック検診」を受けてみませんか?



- 対象者** 会員事業所の健康保険又は厚生年金保険の被保険者
- 助成金額** 受検者1名(一年度1回のみ)につき、3,000円を助成
- 対象人員** 一年度100名(1事業所5名まで)

皆様の職場へ運動指導者を派遣します

- 講師の派遣費用は無料です。
- 対象人数は5人以上です。
- 講習会は1時間程度です。
- 健康づくり講習会の内容例
健康づくりに関する講演、ストレッチング、健康体操、
肥満の解消法などの実技指導
- 講習会の曜日・時間の設定は自由です。

研修会や
講習会に
ご利用
ください

